

# 学校いじめ防止基本方針

宮城県美田園高等学校

## 1 いじめ防止等に関する基本的な考え

いじめは、校種を問わず、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、一人一人の生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

本校は、本校生徒の尊厳と生命・心身の安全を保持するため、全教職員が一致協力するとともに、地域、家庭、関係機関と連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。以下同じ）の対策を行う。

## 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」は、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って行うことが必要である。

## 3 いじめ問題対策委員会の設置

本校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。これにより、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校全体で情報を共有するなど、学校が組織的に対応することができ、複数の目による状況の見立てが可能となる。

当該組織は、管理職、生徒指導部長、年度主任、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーターで構成し、組織的対応の中核として機能を担う。

## 4 いじめの防止等に関する取り組み

### (1) いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、学校生活を送る上で必要なマナーについて生徒が自主的に考える機会を持ち、標語作りを行うなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度でスクーリングや行事に主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査を実施し、全ての生徒が安心して学ぶことのできる環境の重要性を理解させるよう努める。

加えて、日々の教育活動において、生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助するなどの生徒指導の三機能を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (2) いじめの早期発見

#### ① いじめの認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候で

あっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、保護者にも協力してもらい、家庭で気になった様子はないかを把握するよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を知らせてもらえる体制を整備し、いじめの実態把握に取り組む。

## ②実態把握と情報共有

学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく。アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

## (3)いじめ事案への対処

### ①いじめに対する基本的な考え

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込まず、学校いじめ対策組織に報告を行う。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動などを反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

### ②情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、パスワード付きのサイト、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や携帯電話等のメールを利用して行われることが多く、大人の目に触れにくく発見しにくい。生徒が、今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要があり、保護者においてもこれらの問題について理解を求めておくことが必要である。ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとることとするが、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察に相談、通報する。ただし、学校単独で対応が困難と判断した場合には、学校の設置者と相談しながら外部の専門機関に援助を求めるなどの対応を考えることも必要である。

## (4)解決に向けた対応について

### ①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめ又はいじめと疑われる行為は、その場でその行為を止める。
- いじめと疑われる行為には、教員が早い段階から関わりを持つ。
- いじめの被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保を最優先する。
- 生徒又は保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- 相談・発見・通報を受けた教員は、「いじめ問題対策委員会」に直ちにその情報を提供し、いじ

めであるかどうかの調査・判断を組織的に行う。

- いじめの通報(法第23条)を受けた場合は、事実の有無にかかわらず、その事実確認の結果を県教育委員会に報告する。
- いじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。
- いじめの中には、教育的配慮や被害者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応が必要なものがある。
  - ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察に相談をする。
  - ・いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに警察に通報する。

## ②いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から事実関係の聴取を行う際は、「あなたは悪くない」ということをはっきり伝え、自尊感情を高めることに留意する。
- いじめを受けた生徒の保護者には、迅速に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- いじめを受けた生徒の保護者に対して、事実確認のために聞き取りやアンケート等により判明した情報について適切に提供する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。

## ③いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめた生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動等を反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 多くの生徒が被害と加害の立場を入れ替わりを経験するという調査結果を踏まえ、加害生徒が相手側の生徒に意図せず心身の苦痛を感じさせてしまっている場合については、必ずしも厳しい指導を行うとは限らないことに留意する。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。
- 観衆・傍観者もいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導を行う。

## (5)いじめの解消について

いじめの解消は「いじめに係る行為 3 ヶ月以上、止んでいること」および「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこととする。

## 5 重大事態への対応について

### (1)事実関係を明確にするための調査

#### ①調査組織

- 「いじめ問題対策委員会」を母体として、法第28条第1項に掲げる事態(以下「重大事態」という。)の性質に応じて適切な専門家を加え組織的に調査を行う。
- 本調査によって、全教職員は事実に向き合い、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

- 調査に当たっては、県教育委員会の指導・支援の下、関係機関と適切に連携し、対応に当たる。
- ②いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合
  - いじめの被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
  - いじめを受けた生徒から十分聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。
  - 質問紙調査によって、当該事案の事実関係が広く明らかになることで、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合
  - 当該生徒や保護者の要望意見を迅速に聴取し、今後の調査について当該保護者と十分に協議して調査に着手する。
  - 調査の方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取りなどを行う。

## (2) 調査結果の提供及び報告

- ①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
  - いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係(いつ、誰から、どのような態様で行われたか、学校がどのように対応したか)について説明をし、適時・適切な方法で経過報告をする。
  - 情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行う。
  - 質問紙調査に記入された内容をいじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることについては、調査実施前に、調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

## ②調査結果の報告

- 調査結果については県教育委員会を通じて宮城県知事に報告をする。
- 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、調査結果報告にいじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添えて宮城県知事に送付する。

## 6 その他の留意事項

### (1) いじめの対策年間指導計画

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。

### (2) 組織的指導体制

- ①いじめの問題への対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立し、一部の教職員が抱え込むことのないよう「いじめ問題対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応する。
- ②「いじめ問題対策委員会」に集められた情報は、個別の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- ③いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするためにも、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

### (3) 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間指導計画に位置付けて実施する。

#### (4) 学校評価と教員評価

- ①学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的取組の状況を評価し、評価結果を踏まえて取組の改善を行う。
- ②教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

#### (5) 家庭との連携

学校基本方針等について、保護者・保証人の理解を得ることで、家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広げるとともに、学校通信などを通じて家庭との緊密な協力関係を図る。

#### (附則)

- 1 この学校基本方針は、平成26年4月1日から運用する。
- 2 この学校基本方針は、平成31年4月1日から改正し運用する。

## 家庭でできるいじめチェックリスト（保護者用）

家庭で確認し、心配な点があれば、学校まで遠慮なく相談して下さい。

	チェック項目	大丈夫	心配
服装所持品	靴や衣服の汚れ、破れが見られるようになる。		
	所持品がなくなったり、壊されたり、落書きされている。		
	家庭から金品を持ち出している。		
	ナイフ等、危険な物を隠し持つようになる。		
言動等	風呂に入りたがらなくなる。		
	表情が暗い。		
	学校のことを聞くと、嫌な顔をしたり、口数が少なくなったり、怒ったりする。		
	学校を休もうとしたり、やめたい等と言ったりする。		
	欠席、遅刻、早退が増えている。		
	登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気等を訴え、登校を渋る。		
	帰宅時間が、早くなったり、遅くなったりする。		
	急激に成績が下がる。		
	親しい友達が遊びに来なくなり、連絡がなくなる。		
	今までと違う友達と付き合いようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになり、家族と話しをしたがらなくなる。		
	言葉づかいが乱暴になり、イライラしたり、おどおどしたりして、情緒が不安定である。		
	何に対しても投げやりで集中がない。		
お金の要求が増える。			
非行行動（万引き等）が急にみられる。			
自己否定的な言動（自傷行為等）が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。			
身体健康等	体にあざがある。		
	よくけがをしている。		
	最近、食欲がない。		
	夜眠れないことが増えているようだ。		
その他	普段の生活を観察していて、不安な点や心配な点を記入してください。		